



ほろのべの恋



▲問寒別中学校卒業生

- 平成27年度町政執行方針
- 平成27年度教育行政執行方針
- 町政懇談会の意見・質問
- 統一地方選挙・幌延町議会議員の投票日について
- 平成27年度のまちの予算について
- 第2回幌延町議会定例会について
- パブリックコメント結果のお知らせ
- 平成27年4月1日から第6期「幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」がスタートします
- 任意予防接種助成のお知らせ
- 平成27年度省エネ・再生エネ補助制度について
- 第1回幌延町まち・ひと・しごと創生会議を開催しました



▲幌延中学校卒業生

まちづくりの基本姿勢について

平成27年度を、幌延町という畑をしっかりと耕し、将来に夢と希望の種を蒔く時と位置づけ、町民の総力を結集し「和」を持って人口減少対策と産業振興に取り組むとともに、暮らし良いまちづくりをすすめることを基本とし、4つの重点施策と、5つの主要施策でまちづくりをすすめてまいります。

重点施策

1 人口減少・少子高齢化対策

まち・ひと・しごと創生法に基づく、「人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定していく過程において、幌延町の人口動向を分析して将来展望を示し、今後5か年の目標と施策の基本的方向性を提示していきます。また、目標達成のための施策について、多くの方々と議論を重ねながら制度設計を行い、スピード感をもってすすめていきます。

2 地域経済の活性化

一定の公共事業を確保し、再生可能エネルギーや地域資源を有効活用した事業や産業の創出を図り、新たな創業や産業連携による雇用の拡大に取り組めます。また、国道40号天塩防災道路と天塩大橋の架け替え工事が完成することにより、交通量の増加が見込まれることから「防災拠点と交流拠点機能を併せ持った複合施設」の可能性を検討していきます。また、幌延深地層研究センターが実施している深地層の研究については経済効果が大きく、研究計画の継続と施設の存続等について関係機関に要請していきます。

3 農業振興対策

農業の担い手対策や生産力の向上対策等については、農政部門の体制強化を図り、農家や農協等とも連携して、新規就農対策や担い手対策に取り組んでいきます。また、多様な農業基盤整備事業をすすめるとともに、地域畜産の収益性の向上を目的とした事業への取り組みもすすめていきます。

4 暮らしの安全安心確保

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、住民ニーズをしっかりと把握し、保険・福祉・医療の関係機関が連携し協力して、きめ細やかな行政サービスの提供に向けての基盤づくりに取り組めます。また、24時間救急医療体制の確保は住民が生活していくうえで、特に重要な事項ですので、しっかり対応していきます。

幌延町の将来に夢と希望が見出せるように、これらの4つの重点施策に対しては、人と予算を重点配分しながら積極果敢に施策展開を促進させていきます。

平成27年度町政執行方針

主要施策

● 町民と行政の協働のまちづくり(町民参加と行財政運営)

【施策内容】

《コミュニティ活動と人づくり》《広聴・広報活動の充実》《協働のまちづくりの推進》《男女共同参画社会の推進》《健全で効率的な行政運営の推進》《広域行政の推進》

● 夢と活力あふれるまちづくり(産業の振興)

【施策内容】

《競争力のある農業の確立》《ゆとりある農業経営の促進》《担い手の育成と確保》《自然と共生した農業に振興》《豊かな森林の整備》《木質バイオマス利活用の推進》《魅力ある商店街づくり》《活力ある地場企業の育成と振興》《特産品の創出と販売促進》《観光資源の発掘》《観光施設の整備》《観光PRとイベントの充実》《観光振興の体制づくり》《深地層研究の推進と関連施設の誘致》《新エネルギー産業の育成》

● 健やかに安心して暮らせるまちづくり(保険・医療・福祉の向上)

【施策内容】

《保険事業の推進》《医療体制の確保》《地域福祉活動の推進》《高齢化に対応したまちづくり》《介護保険事業の推進》《児童福祉とひとり親家庭の支援》《保育サービスの確保》《子育て支援の推進》《障がい者福祉に対応したまちづくり》《社会保障の充実》

● 心豊かな人と文化を育むまちづくり(教育・文化の振興)

【施策内容】

《多種多様な学習機会創出の推進》《問寒別学習センター建設》《総合体育館の改修》

● 自然に生まれ安全で快適なまちづくり(生活環境の向上)

【施策内容】

《国道・道道の整備》《町道の整備》《交通体系の確保》《公営住宅の整備》《宅地の確保・供給》《上水道と下水道の整備》《適正なごみ処理の推進》《環境保全と生活環境の向上》《消防・救急体制の充実》《防災体制の充実》《防犯・交通安全対策の推進》

平成27年度教育行政執行方針

学校教育について

学校・家庭・地域・町聴ぐるみで教育の成果を上げることができるよう、幌延町教育目標の意義と精神を柱に文部科学省や北海道教育委員会の教育方針、教育ビジョンに示された理念、方向性を勘案して、教育施策に取り組んでいきます。また、効果的教育行政の推進と町民への説明責任を果たすため、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を町議会に提出するとともに、町民の皆様へ公表していきます。

【学校教育9つの政策】

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1 確かな学力の向上 | 6 教職員の資質、指導力の向上 |
| 2 豊かな心の育成 | 7 心の教育相談体制の推進 |
| 3 健やかな体の育成 | 8 特別支援教育体制の充実 |
| 4 特色ある教育の推進 | 9 安全安心な教育環境の推進と就学支援 |
| 5 地域と支え合う学校づくり | |

社会教育について

少子高齢化が進む地域社会で、地域が地域として機能するには、ひとりひとりが学びや地域活動を通して、ふれあいを深め、地域相互の助け合いが求められています。町民の交流や学習活動、地域支援活動の推進の中で、地域の連帯や教育力の向上、社会性の育成につながっていくものと考えています。その役割を担う社会教育では昨年、第6次幌延町社会教育中期計画を策定しました「学び愛・繋り愛・創り愛 豊かに生きる人づくり」を進めるため、基本とする5つの政策を柱に、主な事務事業を引き続き実施し、事務事業の成果を検証しつつ、社会教育の振興に努めていきます。

第6次幌延町社会教育中期計画スローガン

まな あい つなが あい つく あい
「**学び愛・繋り愛・創り愛** 豊かに生きる人づくり」

【社会教育5つの政策】

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1 幌延を知るための学びの場づくり | 4 次代に向けて挑戦し続ける風土づくり |
| 2 地域の営みに参画できる仕組みづくり | 5 学習活動の拠点づくり |
| 3 子どもたちの自立を促す環境づくり | |

平成27年度の教育行政に関する執行方針について、幌延町の「豊かな人と文化を育むまちづくり」の推進に一層の努力をしていきます。町民の皆様には特段のご理解とご協力をお願いいたします。

平成27年4月1日から

第6期 『幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画』がスタートします!!

幌延町では、平成24年3月に第5期の「幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を策定し、これに基づき介護保険事業と高齢者の保健福祉事業に取り組んできました。

3年を1期として計画する「介護保険事業計画」に併せ、介護保険事業以外の保健福祉施策全般にわたる「高齢者保健福祉計画」との整合性を図り連携して事業を推進する必要があることから両計画を一体的に策定しております。

計画策定の基本理念と目標

高齢者をはじめ、すべての町民が住み慣れた幌延町で、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、この計画の基本理念を「第5次幌延町総合計画」で示しております『健やかに安心して暮らせるまちづくり』とし、次の4点を基本目標にして計画を推進していきます。



- ① 健康づくり
- ② 地域包括ケアシステム構築の推進
- ③ 介護保険事業の推進
- ④ 高齢化に対応したまちづくりの推進

介護保険料の改定

今後3年間（平成27年度～平成29年度）の介護サービスを安心して受けるために必要なサービス量などを見込み推計しました。65歳以上の第1号被保険者の方の保険料は、次の表のとおりになります。国は、第6期に当たり所得水準に応じた、きめ細かい保険料の設定を行うため、所得段階を9段階に見直し、所得の低い段階には別途公費による保険料軽減を強化しました。幌延町も、国の所得基準に基づいて保険料を定めました。

介護報酬は引き下げられましたが、要介護認定者や利用者の増加等により介護サービス給付費は第5期とほぼ同水準になりました。

なお、第6期の保険料基準額は、介護給付費準備基金の取崩しにより、第5期と比較して「8.2%」減の改定になりましたので、ご理解くださいますよう、お願いいたします。

■介護保険料（年額）と算定に関する基準

（基準額：第5段階）

第5期			第6期			保険料（年額）	
区分	対象者	負担割合	区分	対象者	負担割合	第5期	第6期
第1段階	生活保護の方 世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受給されている方	0.50	第1段階	生活保護の方 世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受給されている方	0.50 0.45 (0.30)	35,400円	※32,500円 29,200円 (19,500)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50		※軽減前		※軽減前	
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、第2段階に該当しない方	0.75	第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.75 (0.50)	53,100円	48,700円 (32,500)
			第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75 (0.70)		48,700円 (45,500)
特例 第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.87	第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	61,500円	58,500円
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、特例第4段階に該当しない方	1.00	第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	70,800円	65,000円
第5段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が190万円未満の方	1.25	第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が120万円未満の方	1.20	88,500円	78,000円
			第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が120万円以上190万円未満の方	1.30		84,500円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が190万円以上400万円未満の方	1.50	第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が190万円以上290万円未満の方	1.50	106,200円	97,500円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が400万円以上の方	1.75	第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が290万円以上の方	1.70	123,900円	110,500円

注）（ ）は平成29年度見込み

問い合わせ先 町民課保健福祉グループ 介護保険担当 TEL01632-5-1115（内線157）

町政懇談会の意見・質問

平成26年度の町政懇談会は、83名の町民の方にお集まりいただき開催いたしました。

まず、町から「地方版総合戦略」について説明したあと、参加した皆さんと町政全般について懇談しました。

町民の皆さんからのご意見やご質問を抜粋してご紹介します。

道路について

Q 高規格道路はいつごろ完成するのか。

A 平成31年以降くらいになるかと思えます。

防災について

Q 中間寒・上問寒地区に防火水槽がない。緊急時のために防火水槽

が必要ではないか。

A 防火水槽については、消防の方と協議をいたします。

Q 吹雪で町道や道道がストップした時に役場庁舎を緊急避難所としてもうけることはできるのか。

A 可能です。過去にも実際開設したことがあります。

施設解体等について

Q 上幌延生活改善センター横の地区体育館はやく解体してもらいたい。

A 平成27年度は総合体育館改修と問寒別生涯学習センター建設という2本の大きな事業が

あることから平成28年度の予算に組み込みたいと考えております。

教育について

Q 問寒別小中学校は全員で17人。統合などもありえるのか。

A 統合については、考

えておりません。

Q 中央保育所から問寒別へき地保育所へ月に1度でも保育士を派遣していただくことはできないか。

A 内部で検討いたします。話がまとまった段階で回答させていただきます。

地域おこし協力隊について

Q 地域おこし協力隊は募集しているのか。

A 現在精査中です。平成27年度には募集できるように動いています。

Q 新規就農者を受け入れる体制はできているのか。



A 条例等も作り、新規就農者を受け入れる体制は整っている。今後、関係機関とも協議していきたいと考えています。

Q **通院助成について**
診療所に入院する際

に診療所から指示された介護用品等が町内では用意できなかった。診療所や院外薬局でも買えるようにしてもらえないか。

A 薬局等で取り扱いができないか検討いたします。



その他

Q 墓地の水汲み場が下にしかない。途中まで仮設でもいいので水道を引いてもらえないか。また、水桶がないので、お盆時期だけでも用意できないか。

A 水道に関しては、水圧の問題もありますので内部で協議させていただきます。水桶に関しては用意します。

撤去していただけないか。

A 撤去いたします。

Q 生活道路の木の枝が延びて外路灯が隠れてしまっている。また、枯葉の清掃に相当苦勞している。継続して木の枝を切っていただきたい。

A 分かりました。できるだけ枝の数を減らすようにいたします。

Q 上幌延町内会で桜の木を植えている。しかし、水はけが悪く土地を改良しなければ木が育たない。町でいくらか補助してもらえないか。

A そういった町内会等の自主的な地域活動に対し町が支援できる制度を作ろうと只今検討中です。

Q 人口減少対策として、持ち家対策があるが町はどのように考えているのか。

A まずは、空き家や空き地がどれほどあるのか洗い出したいと考えております。その後、町民の皆さんや議会とも議論しながら、持ち家対策について検討いたします。

Q 問寒別の公園にあるベンチなどの塗装が剥げてきている。ペンキを塗ってもらえないか。

A ベンチの塗装については処理できるように対応させていただきます。

Q 以前、公営住宅に住まわれていた方が、灯油タンクを置いていつて邪魔になっている。

A 平成27年度は予算を組んでおりますので、申し込んでいただければ対応できると思います。

統一地方選挙の投票日は

北海道知事
北海道議会議員

4月12日(日)

幌延町議会議員

4月26日(日)

今年4年に1度の統一地方選挙の年です

選挙の中でも、特に身近な北海道知事や北海道議会議員、そして幌延町の議会議員を決めるこの選挙は、私たち主催者の意志を、道政や町政に反映させるための大事な選挙です。

私たち一人ひとりが、誰からも強制されることなく、強い自覚を持って、清潔で公正な明るい選挙を実現しましょう。

それぞれの選挙で投票することができる人

今回の選挙で選挙権を有するには、日本国民であることのほかに、次の条件を満たして幌延町の選挙人名簿に登録されている必要があります。

知事・道議会議員選挙

■平成7年4月13日までに生まれた方。

■引き続き3ヶ月以上、幌延町の住民基本台帳に登録され、実際に幌延町に居住している方。

(平成27年1月2日以

前に転入届を提出して住民票が作成された方。)

★幌延町の選挙人名簿に登録されている方のうち、転出により北海道内の他の市町村に1回だけ移転して引き続き居住しているが、移転から3ヶ月を経過して

いないために居住する市町村の選挙人名簿に登録されていない方は、移転先の市町村で交付される証明書を提示することで、幌延町内の投票所において投票することができます。

幌延町議会議員選挙

■平成7年4月27日までに生まれた方。

■引き続き3ヶ月以上、幌延町の住民基本台帳に登録され、実際に幌延町に居住している方。

(平成27年1月20日以

前に転入届を提出して住民票が作成された方。)



投票区	投票所	投票時間
第1	問寒別生涯学習センター	午前7時 ～午後5時
第2	幌延町総合体育館	午前7時 ～午後7時
第3	下沼寿の家	午前8時 ～午後4時

開票区	開票所	開票時間
幌延町	幌延町総合体育館	午後8時～

期日前投票制度および不在者投票制度

投票日にお仕事や旅行、病気などで投票所に行くことができない方は、期日前投票制度または不在者投票制度を利用することができます。

◆期日前投票制度

投票日前でも投票日と同じように投票を行うことができる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）制度です。町内2箇所を実施しますが、それぞれの投票所で投票できる期間や時間が違いますのでご確認ください。
また、期日前投票をする日に満20歳以上であることが必要です。

幌延町役場期日前投票所

■場所

幌延町役場

■期間

- ①知事 3月27日(金)
～4月11日(土)
- ②道議 4月4日(土)
～4月11日(土)
- ③町議 4月22日(水)
～4月25日(土)

■時間

午前8時30分～午後8時

問寒別生涯学習センター

■期日前投票所

■場所

問寒別生涯学習センター

■期間

- ①知事 4月9日(木)
～4月11日(土)
- ②道議 4月9日(木)
～4月11日(土)
- ③町議 4月23日(木)
～4月25日(土)

■時間

午前10時～午後4時

◆不在者投票制度

お仕事の都合や病気の場合に、幌延町以外の市町村選挙管理委員会や病院などにおいて投票することができるとの制度です。

■場所

幌延町以外の市町村選挙管理委員会または不在者投票施設として登録された病院等

このような投票は無効となります！

次のような投票は無効となりますので、ご注意ください。

- ▼投票用紙以外の紙（入場券、メモ用紙、名刺など）に候補者の氏名を書いて投票したもの。
- ▼2人以上の候補者の氏名を書いたもの。
- ▼候補者の氏名のほかに他事を記載したもの。
- ▼候補者の氏名を自書していないもの。（ゴム印を使用したものなど）

選挙事務に関する詳細については、幌延町選挙管理委員会へお問い合わせください。



■問い合わせ先

幌延町選挙管理委員会
(役場総務課内)

電話

5-11111

告知端末機

5-8811



平成27年度

まちの予算

総額 **64億9,622万2千円**

一般会計 **53億7,800万円**

一般会計

歳入

区分	予算額(千円)	構成比(%)
1款 町税	706,214	13.1
2款 地方譲与税	72,000	1.3
3款 利子割交付金	800	0.0
4款 配当割交付金	500	0.0
5款 株式等譲渡所得割交付金	1,000	0.0
6款 地方消費税交付金	32,000	0.6
7款 自動車取得税交付金	8,000	0.1
8款 地方特例交付金	200	0.0
9款 地方交付税	2,120,000	39.4
10款 交通安全対策特別交付金	600	0.0
11款 分担金及び負担金	15,748	0.3
12款 使用料及び手数料	149,730	2.8
13款 国庫支出金	274,842	5.1
14款 道支出金	241,228	4.5
15款 財産収入	62,902	1.2
16款 寄附金	8	0.0
17款 繰入金	189,590	3.5
18款 繰越金	40,000	0.7
19款 諸収入	100,038	1.9
20款 町債	1,362,600	25.3
歳入合計	5,378,000	100.0

歳出

区分	予算額(千円)	構成比(%)
1款 議会費	55,624	1.0
2款 総務費	461,212	8.6
3款 民生費	457,041	8.5
4款 衛生費	479,619	8.9
6款 農林水産業費	438,276	8.1
7款 商工費	94,057	1.7
8款 土木費	595,746	11.1
9款 消防費	205,481	3.8
10款 教育費	1,162,230	21.6
11款 災害復旧費	1	0.0
12款 公債費	1,413,713	26.3
14款 予備費	15,000	0.3
歳出合計	5,378,000	100.0

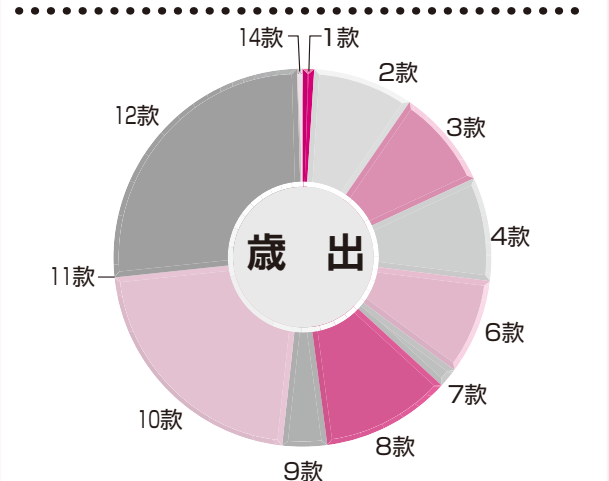
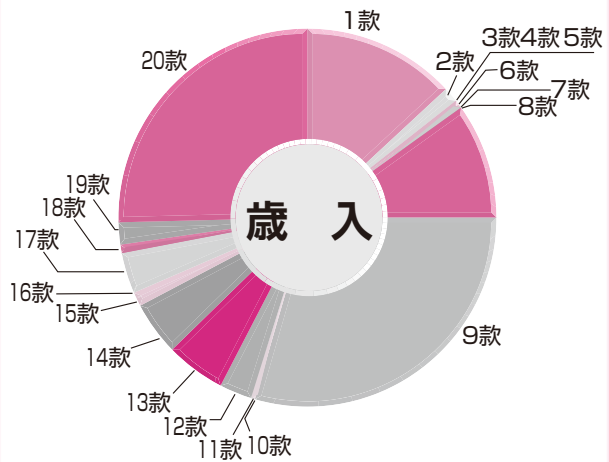
※各区分の構成比は、小数点第1位未満四捨五入のため合計と一致しないことがあります。

平成27年度の幌延町の予算総額はおよそ65億円です。財政の健全化に向けた取り組みを着実に進めながら、地域のニーズに応えるため、まちづくりの基本方針に沿って選択と集中による予算配分とし、基幹産業である酪農業の振興、安全安心、子育て支援を重視しました。

本年度は、「町民の総力で元気な幌延町を創る」ことを基本としつつ、地方版総合戦略の策定に向け、基礎調査等を実施していきます。また、問寒別生涯学習センター建設事業、総合体育館等改修事業などの大型事業やクリーンエネルギーの普及推進を図るための諸施策を展開するほか、多様な農業基盤整備事業を進めていきます。

暮らしの安全安心確保のため、昨年度に整備した認定こども園と併設する子育て支援センターによる子育て支援体制の充実、子ども医療費無償化、予防接種無償化の種類拡大、こぞくら荘支援、市民後見人制度推進、防災・交通安全対策など住民生活へのきめ細やかな施策を進めてまいります。

なお、詳細については、「わが町の家計」の発行を予定していますので、概要のみの掲載とさせていただきます。



一般会計

移動科学館開催事業（おもしろ科学館屋外イベント）	2,966千円
エネルギー関連情報収集事業（エネルギー関連施設見学会等）	10,909千円
深地層の研究等広報事業（実験工作教室開催）	2,142千円
景観整備事業	4,104千円
秘境駅PR用品	287千円
生活交通路線等維持費補助金及び路線バス車両購入補助	6,304千円
まちづくり事業（まちづくり事業補助金）	5,000千円
クリーンエネルギー普及推進事業（電気軽自動車等購入補助追加）	23,844千円
町議会議員選挙費	3,327千円
北星園民営化支援事業	5,743千円
市民後見人制度推進事業	666千円
冬の生活支援事業	1,500千円
臨時福祉給付金支給事業（消費税増額素給付）	4,130千円
子育て世帯臨時特例給付金支給事業（//子育て世帯）	1,960千円
長寿祝い金支給事業	600千円
緊急通報システム管理・設置等経費	1,012千円
高齢者除雪・給食サービス事業	3,799千円
ホームヘルプサービス支援事業	9,139千円
老人クラブ関連補助金	527千円
こざくら荘支援事業	39,326千円
障害者介護給付・訓練等給付費	40,375千円
重度心身障害者医療給付費	4,779千円
心身障害者等通院交通費助成事業	882千円
放課後児童クラブ運営事業	4,209千円
児童手当支給事業	41,916千円
ひとり親家庭等医療給付費	405千円
子ども医療給付費（中学生以下無償化）	7,403千円
認定こども園管理費	35,201千円
子育て支援センター運営費	3,771千円
老人福祉センター（憩いの湯）経費	18,930千円
予防接種経費（日本脳炎、ロタウィルス追加）	8,505千円
妊娠健康診査助成事業	2,250千円
各種検診経費（特定健診、がん・骨粗鬆症・エキノコックス検診）	5,002千円
脳ドック経費（40歳に限り無料）	500千円
斎場管理等経費	2,494千円
農業振興対策管理費（農業関係利子補給費）	2,916千円
中山間地域等直接支払事業	73,908千円
担い手対策事業	500千円
酪農支援対策事業（コントラクター事業整備補助）	8,718千円
多面的機能支払事業	15,500千円
町営牧場管理費	61,327千円
幌延西部地区草地畜産基盤整備事業	41,400千円
幌延町酪農ヘルパー利用組合補助事業	6,800千円
乳牛検定組合補助事業	1,500千円
生乳成分検査事業	1,389千円
幌延地区団体営農業基盤整備促進事業	24,800千円
農業施設補修事業	2,000千円
問寒別地区道営畑地帯総合整備事業	24,789千円
上幌延開進地区道営畑地帯総合整備事業	8,539千円
幌延町地図情報更新事業	15,952千円
農業用水道施設改修事業（開進）	1,469千円
有害鳥獣駆除関連経費	9,191千円

民有林造林促進事業	428千円
森林整備地域活動支援交付金事業	1,500千円
未来につなぐ森づくり推進事業	5,758千円
町有林整備事業	26,621千円
商工会育成事業	11,939千円
中小企業融資事業	30,000千円
商工業経営安定対策事業	600千円
（株）幌延町トナカイ観光牧場管理委託事業	17,029千円
観光協会育成事業	648千円
幌延・豊富広域観光促進事業	3,000千円
町道維持経費	31,145千円
町道除雪経費	102,765千円
除雪トラック購入経費	35,692千円
町道幌延下沼線道路改良事業	31,644千円
町道北1丁目線道路改良事業	80,085千円
町道2条中通線道路改良事業	46,607千円
町道問寒9号線道路改良事業	20,707千円
町道下沼1号線道路改良事業	5,022千円
町道問寒23号線道路改良事業	2,571千円
町道中間寒10号線横断管改修事業	16,362千円
長寿命化橋梁補修事業	32,350千円
公園遊具等補修	600千円
公営住宅管理費（入居替等による修繕）	6,920千円
公営住宅管理費（特定公共賃貸住宅賃補助）	2,180千円
公営住宅補修事業	15,606千円
北留消防組合負担金（消防救急デジタル無線整備等）	201,594千円
防災対策事業（木造住宅耐震改修補助・ヘルメット等）	3,201千円
中体連参加費補助金	555千円
情報教育研究推進事業（遠隔授業等）	1,973千円
特別支援教育支援員配置事業	2,704千円
外国語指導助手派遣事業	150千円
子どもの心サポート相談員配置事業	430千円
各小中学校テレビ会議システム更新事業	3,780千円
スクールバス運行業務委託料	31,084千円
スクールバス整備事業	7,853千円
各中学校備品購入経費（机、イス、パソコン、プリンター等）	2,221千円
問寒別生涯学習センター建設事業	616,939千円
問寒別生涯学習センター解体事業	3,043千円
美術館活性化経費（コンサート、ギャラリー、書カフェ等）	477千円
書の研修事業	1,769千円
舞台芸術鑑賞事業	1,350千円
放課後子ども教室推進事業	1,068千円
総合体育館等改修事業	243,820千円

（平成26年度から平成27年度への繰越事業）

地域消費喚起・生活支援事業（児童用ヘルメット購入費等）	9,736千円
地方創生先行事業（バイオマス利活用可能性調査等）	24,663千円
幌延西部地区草地畜産基盤整備事業	188,852千円
問寒別地区道営畑地帯総合整備事業	550千円

特別会計

簡易水道事業特別会計	水道整備費	28,907千円
下水道事業特別会計	支障下水道管移設事業	1,969千円
	汚水樹設置事業	1,242千円
	個別排水処理施設整備事業	7,114千円

第2回

幌延町議会

(定例会)

疎地域自立促進特別事業
7千690万円増です。

▽議案第2号(第2号)

平成26年度幌延町立
診療所特別会計補正予算

補正は、歳入が入院料
613万7千円減、一般
会計繰入金191万2千
円増などで、歳出は、診
療所費536万1千円減
です。

▽議案第3号

平成26年度幌延町後
期高齢者医療特別会計補
正予算(第2号)

補正は、歳入が後期高
齢者医療保険料165万
円増などで、歳出は、後
期高齢者医療広域連合納
付金164万5千円減で
す。

▽議案第4号

平成26年度幌延町介
護保険特別会計補正予算

(第3号)
補正は、歳入が支払基
金交付金354万1千円

減、歳出は保険給付費1
221万2千円減などで
す。

▽議案第5号

平成26年度幌延町下
水道事業特別会計補正予
算

補正は、歳入が一般会
計繰入金251万8千円
減など、歳出は下水道費
268万7千円減などで
す。

▽議案第6号

幌延町職員等に関する
条例の一部を改正する条
例の制定について

幌延町職員等の定数に
関する条例の一部を改正
する条例を制定しまし
た。

▽議案第7号

職員の給与に関する条
例の一部を改正する条
例の制定について

職員の給与に関する条
例の一部を改正する条例
を制定しました。

▽議案第8号

幌延町表彰条例の全部
を改正する条例の制定に
ついて

幌延町表彰条例の全部
を改正する条例を制定し
ました。

▽議案第9号

幌延町老人福祉センター
設置条例の一部を改正す
る条例の制定について

幌延町老人福祉センタ
ー設置条例の一部を改正
する条例を制定しまし
た。

▽議案第10号

幌延町道路占用料徴収
条例の一部を改正する条
例の制定について

幌延町道路占用料徴収
条例の一部を改正する条
例を制定しました。

▽議案第11号

金田心象書道美術館条
例の一部を改正する条例
の制定について

金田心象書道美術館条
例の一部を改正する条例
を制定しました。

例の一部を改正する条例
を制定しました。

▽議案第12号

幌延町行政手続き条例
の一部を改正する条例の
制定について

幌延町行政手続き条例
の一部を改正する条例を
制定しました。

▽議案第13号

幌延町介護保険条例の
一部を改正する条例の制
定について

幌延町介護保険条例を
一部改正する条例を制定
しました。

▽議案第14号

幌延町町税等の滞納に
対する行政サービス等の
制限措置に関する条例の
一部を改正する条例の制
定について

幌延町町税等の滞納に
対する行政サービス等の
制限措置に関する条例の
一部を改正しました。

▽議案第15号

幌延町まちづくり町民参加条例の一部を改正する条例の制定について

幌延町まちづくり町民参加条例の一部を改正する条例を制定しました。

▽議案第16号

幌延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

幌延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定しました。

▽議案第17号

幌延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

幌延町指定地域密着型

介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定しました。

▽議案第18号

幌延町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

幌延町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を制定しました。

▽議案第19号

幌延町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

幌延町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防

事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定しました。

▽議案第20号

地方教育行政の組織及び運営に関する基準を定める条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定しました。

▽議案第21号

教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を制定しました。

▽議案第22号～28号

平成27年度幌延町一般会計予算

平成27年度幌延町立診療所特別会計予算

平成27年度幌延町国民健康保険特別会計予算

平成27年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算

平成27年度幌延町介護保険特別会計予算

平成27年度幌延町簡易水道事業特別会計予算

平成27年度幌延町下水道事業特別会計予算

詳細については、7ページからの「平成27年度まちの予算」を参照ください。

福祉・介護の問題について

・基幹産業である酪農について

行政報告

・平成26年度北海道善行賞並びに読売新聞社主催「第43回医療功労賞」の受賞について

教育行政報告

・学校教育及び社会教育の概要について

一般質問

西澤 裕之議員

・町政執行方針について

鷺見 悟議員

・幌延町における医療・



パブリックコメント結果のお知らせ

平成27年2月5日から平成27年2月19日まで実施した「幌延町子ども・子育てプラン」(案)及び「第6期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」(案)に関するパブリックコメントに提出されました、意見の内容及び町の考え方など結果につきまして次のとおりお知らせいたします。

「幌延町子ども・子育てプラン」(案)

意見内容

次世代育成支援対策地域行動計画で、発足させようとした「要保護児童対策地域協議会」がこのプランではどこでどう生かされていくのか、明確にしなくてはならないのではないかと。

19ページの子どもの発育成長に応じた保健医療の推進で、夜間休日等の小児救急体制の強化では問寒別地区においては、町立診療所よりも時間的に近い中川町診療所も頼ってしまうので、こちらとも連携強化を図ってほしい。

このプラン作成にあたり、問寒別へき地保育所利用者の要望ニーズにも十分対応してほしいので、膝を交えて意見交換してほしい。

小中学校状況によれば、問寒別中学校は生徒が減少傾向なために教員の数も少なくなることでしょう。専門教科の教員が不在という事態は何としてでも避けて頂けるよう今から準備配慮願う。

p18-19、「1-2 子どもの発育・成長に応じた保健・医療の推進」の部分についての意見になります。「夜間・休日等の小児救急体制の強化」の部分ですが、昼間の常勤の小児科医の配置を行うことはできませんでしょうか。現在は、子どもの病気や怪我があった場合、稚内市など、時間をかけて町外に行かざるをえないという状態です。大人の場合は、余程の重症では無い限り、病院の開院時刻まで待ったり、幌延町内の診療所で診察を受けることが可能です。子どもの場合、幌延町の診療所に小児科が無く、町外の小児科がある病院へ時間をかけて行かなくてはなりません。公共の交通機関の数も大変少なく、頻繁に無いため、自家用車を持っていない親にとっては精神的に非常に大きな負担となります。また、子どもの病気や怪我は突然生じますので、常勤の小児科医が幌延町内にいるというだけでも、子どもを持つ親にとっては精神的な支えになるのではないかと考えております。子どもを持つ親の支援の一環として、常勤の小児科医の配置をお願いいたします。

町の考え方など結果

子どもサポート相談会議(要保護児童対策地域協議会)の活用については、本プランにおいても、第2章(2-3児童虐待防止対策の推進)において重要な位置づけとなっております。

平成26年度もケース会議を開催し、関係機関と連携を図りながら、虐待の発生予防に対応しております。

幌延町立診療所は、夜間や休日なども対応する救急指定を受けた診療所です。

緊急な場合でも、24時間、診療に対応いたしますので、ご安心してご利用いただきたいと思います。

本プラン作成にあたり、幌延町子ども・子育て会議の意見をいただきながら策定しているところです。幌延町子ども・子育て会議の構成メンバーには、問寒別へき地保育所父母の会の代表にも参画いただいております。

各学校の学級編成及び教員定数は、『公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律』に基づき北海道教育委員会が『小学校及び中学校の県費負担教職員定数配置基準』を定め、それにより適正に配置されています。

町は、マルチメディアの機能を最大限活用し、へき地の子どもの教育に不公平が生じないように取り組んでいきます。

現在、幌延町立診療所の受診科目は、内科と外科であり、小児科については、社会情勢などにより配置が厳しい状況にあります。

しかしながら、内科診療の中で子供たちの1次医療を担っており、昼間に限らず、夜間など緊急の場合も診療を受け付けておりますので、ご安心して、診療所をご利用いただきたいと思います。

なお、1次医療で対応できないような重篤な場合は、市立稚内病院等の2次医療を担う病院へ紹介状により対応いたします。

「第6期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」(案)

意見内容

幌延町障がい福祉計画の第4期もあわせて作成しないと、この第6期介護保険事業、高齢者保健福祉計画の詳細がイメージできないのではないのか。

事業者の新規参入促進に努めるとあるが、町はどの程度の資金援助できるのかPRの必要あるのではないのか。

生きがいづくりの推進では、長寿御祝事業の贈呈を個人の長寿御祝品も大事と思うが、さらに夫婦での長寿結婚記念日祝(金婚式・エメラルド婚式・ダイヤモンド婚式)も設定してはどうでしょう

その年の最高齢の方も御祝いしてもらいたと思う。若干のアルコールもテーブルに並べてご馳走してもらいたい。

町の考え方など結果

第4期幌延町障がい福祉計画については、現在策定作業をすすめており、本年3月までには策定作業を完了する予定です。

介護保険適用の施設入所サービスは、多岐にわたり、施設入所者の実態や町民ニーズ、町内の現有施設の状況などを勘案して取り組んでいかなければならない課題として捉えています。

長寿御祝事業は、高齢者が元気で生きていく励みとなることを目的として実施しております。結婚記念日のお祝いとなると、高齢者の長寿という観点とは、趣旨が変わってくるのではないかと考えております。今後も高齢者が楽しみとしていただけるような事業に取り組んでまいります。

その年の最高齢者は、長寿番付を作成し、敬意を表しているところです。長寿まつり等の町主催の行事は、自律プランの方針により、町予算でアルコール類を調達しないこととなっておりますが、個人等からのご厚志によるアルコール類については、テーブルに並べて高齢者の方々にも喜んでいただいております。

今後とも、パブリックコメントをはじめとする町民参加の取組に、ご協力をお願いします。

問い合わせ先 役場町民課 保健福祉グループ 電話5-1115・告知端末機5-8815

幌延町国民健康保険に加入されている皆様へ

★国民健康保険被保険者証の更新について

現在使用されております国民健康保険被保険者証は平成27年4月30日までが有効期限となっております。

つきましては、下記日程により更新手続きを実施いたします。

●日 程

4月13日(月)～24日(金)

幌延・下沼・北進・上幌延・開進地区の方 【役場町民課生活環境グループ窓口】

問寒別・中間寒・上問寒・雄興地区の方 【問寒別出張所】

●持参するもの

- ・現在使用中の国民健康保険被保険者証(既加入者)
- ・印鑑
- ・就学のために幌延から住所を移している方については、在学証明書または合格通知書など。

詳しくは、役場町民課生活環境グループ(電話5-1115)にお問い合わせください。

幌延町まちづくり補助事業

幌延町ふるさと創生基金を財源に、個性的で活力あるふるさと創生に資する活動事業に対し、補助する制度です。これまでに、この補助事業を活用して、23件の事業が行われています。(平成3年～平成26年)

●補助事業者 幌延町

●補助対象者 町内の団体・個人及び中小企業者(一定規準以下の会社及び個人、事業協同組合等)、財団法人及び社団法人、NPO法人

●補助対象事業

事業名	事業内容	補助率	補助限度額
①産業・経済福祉振興事業	地域の特性や資源を踏まえ、本町の産業及び経済の活性化又は地域福祉の向上に貢献しうる自主的かつ意欲的な取り組みで、新規性又は先駆性を有する次に掲げる事業 ア. 調査研究事業 イ. 施設・設備事業	2/3	ア. 調査研究事業 150万円(一括交付) イ. 施設・設備事業 町内金融機関から受けた融資の償還元金2/3以内 総額1,000万円(年200万円)
②地域活動事業	本町の歴史、文化、芸術及びスポーツ等の振興を図る活動	2/3	150万円
③生活環境整備事業	うるおいとやすらぎのある環境、景観づくり事業	2/3	150万円
④人材養成事業	地域の活性化及び国際・地域間交流等の推進を図るためのリーダー養成、研修会等の開催、交流事業等 ア. リーダー養成事業 イ. 研修会事業 ウ. 派遣事業 エ. 招へい事業		ア. 国内(1人) 20万円 国外(1人) 40万円 イ. 20万円 ウ. 及びエ(1団体15人限度) 国内(1人) 20万円 国外(1人) 40万円
⑤イベント等創造事業	本町の特性をいかした魅力あるイベントや祭等創造事業	2/3	150万円
⑥町内会館整備事業	地域住民の自主的な活動と連帯感で、明るく住みよい地域社会づくりに資する町内会館の整備事業	2/3	800万円

申し込み・問い合わせ先 総務課企画振興グループ 電話：5-1111(内線222・223) 告知端末機：5-8812

任意予防接種助成のお知らせ

幌延町では平成27年4月1日から、任意予防接種の助成範囲を拡大します。

対象となる予防接種、年齢、接種回数などは下記をご覧ください。

予防接種には、ワクチンで防げる病気から守られるメリットと、赤斑や発熱等の副反応のデメリットがあります。よく、ご検討のうえ受けられますようお知らせいたします。



助成の対象とする予防接種	予防接種の対象者		助成回数
日本脳炎(新規)	1 期初回	生後36月から90月に至るまでの間にある者	2回
	1 期追加	生後36月から90月に至るまでの間にある者で 1 期初回接種終了後6月以上経過した者	1回
	2 期	9歳以上13歳未満の者で、1 期初回及び追加接種を終了している者	1回
ロタウイルス(新規)	生後6週から24週に至るまでの間にある者		2回
おたふくかぜ	満1歳から中学3年生まで		1回
インフルエンザ	満1歳から小学6年生まで		2回
	中学1年生から3年生まで		1回
高齢者肺炎球菌感染症(新規)	65歳以上で、定期予防接種の対象外で、今までに受けたことがない者		1回

○幌延町に住所のある対象者が、幌延町立診療所で予防接種を受けた場合に、全額助成します。

○接種スケジュールなどのご相談やご不明な点は、保健センター(電話5-1790)へご連絡ください。

平成27年度省エネ・再生エネ補助制度をご活用ください

問い合わせ先 総務課企画振興グループ 電話 5-1111(内線222、223、224、) 告知端末機 5-8812

住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

町では、再生可能エネルギーの導入を促進し、町民の環境保全意識の高揚及び温室効果ガスの排出抑制を目的として、平成25年度から住宅用太陽光発電システムの設置費の一部を補助していますが、本年度も次のとおり補助の受付を開始します。

補助対象者（次の全てに該当する方）

- ・町内に住所を有する方
- ・国の「住宅用太陽光発電導入支援補助金」の補助金申込受理決定通知書を受領している方
- ・自ら居住している、または居住しようとする町内の住宅（店舗等との併用住宅を含む、以下同じ）に新たに太陽光発電システムをこれから設置する者。（アパートや長屋などの共同住宅は対象外。）
- ・3月15日までに『事業完了報告書』を提出できる方（国から「補助金交付決定額通知書」を受領していること。）
- ・町税を滞納している者がいない世帯の方

補助対象

住宅用の発電システムであり、最大出力が10kw未満で、システム価格が50万円/kw以下のもののシステム価格及び設置費用。

補助金額

太陽光電池の最大出力（上限4kw）の整備費用の1/2で1,000,000円が上限です。

補助申請

補助制度の利用を希望する方は、あらかじめ総務課企画振興グループにお問い合わせの上、必要な書類を添えて補助申請書を提出してください。補助金の申請は、1世帯につき1回です。

【申請期限】 4月1日(水)から2月29日(月)まで

【申請先】 総務課企画振興グループ

※補助制度の詳細と「補助金申請書」は町ホームページに掲載していますのでご覧ください。

家庭用LED照明等購入費補助制度

町では、LED照明（LED電球及びLED照明器具）の普及促進により電力使用量の削減及び温室効果ガス削減を目的として、一般家庭に設置するLED照明の購入費用の一部補助について期間を延長することといたしました。

補助対象者

- ・町内に住所を有する方
- ・自ら居住する住宅に設置するためのLED照明を町内の家電品店等で購入した方
- ・町税を滞納している者がいない世帯の方 など

補助対象

平成27年4月1日から平成28年3月18日までに購入したLED照明の費用。（設置費、工賃等は補助対象に含まれません。）

補助金額

LED購入費の1/2以内 20,000円が上限ですが、LED電球のみの場合は5,000円が上限です。補助金は、幌延町商工振興会の商品券で交付しますので500円単位になります。

補助申請

補助金申請書に領収書の原本（購入者氏名、購入年月日、製造メーカー、品名、数量、金額が明記され、領収印が押されたもの。これらの要件が具備されていれば、レシートでも可。）を添えて提出してください。**補助金の申請は、1戸の住宅を1世帯とし、1回限りです。**

【申請期限】 平成27年4月1日から平成28年3月18日まで

【申請先】 総務課企画振興グループまたは問寒別出張所

平成27年度開始予定の補助制度

◆電気自動車導入促進補助制度について◆

① 軽自動車購入費補助

□補助額 車両本体の購入価格×1/6（消費税除く）

※自動車の排気ガスによる環境への負荷を考慮し、排気ガスの軽減促進を目的としています。

② 家庭用充電設備（EV用充電機）購入費補助

□補助額：充電設備本体の購入価格×1/3（消費税除く）

※割安な夜間電力でEVバッテリーに充電し、昼間に家庭へ給電することで電気料金の抑制を図ることができます。

問い合わせ先 役場総務課 企画振興グループ 電話 5-1111(内線222・223) 告知端末機 5-8812

第1回

幌延町まち・ひと・しごと 創生会議を開催しました。

3月20日（金）幌延町役場で第1回
目の幌延町まち・ひと・しごと創生会議
（以下：創生会議）が開催されました。
産学金労様々な分野から選ばれた創生
会議委員の方々へ野々村仁町長から委
嘱状が交付されました。創生会議委員
の中から、委員長として一関捷治氏、副
委員長として丹羽達雄氏が選出され、
委員長の進行により会議は進められまし
た。

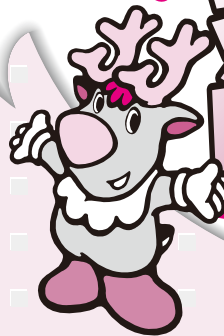
委嘱期間である平成27年3月20日か
ら平成28年3月31日までの1年間かけて
幌延町総合戦略策定にご尽力いただき
ます。





まちの

話題



3月5日 木曜日



問寒別地区 放課後子ども教室 「おひさま子育て会」 宗谷管内教育実践表彰



問寒別地区放課後子ども教室「おひさま子育て会」が長年に渡り、幅広い年齢層の住民が交流し、子どもの居場所づくりや活動拠点づくりの促進に貢献した功績が讃えられ、宗谷教育局から平成26年度宗谷管内教育実践表彰を授与されました。

3月1日 日曜日



町民フットサル大会



町民フットサル大会が総合体育館で開催されました。試合は1試合10分の時間で争われ、子どもも大人も1点を争う好ゲームに会場は熱気に包まれていました。試合以外にはフットサル教室や、大人対子どものエキシビジョンマッチが行われ、大人も子供も一緒になってフットサルを楽しみました。



各学校卒業式



町内の各小中学校で卒業式が挙行され、幌延中学校8名、問寒別中学校4名、問寒別小学校1名、幌延小学校19名の卒業生は、在校生や先生、保護者の方々が見守る中、学び舎を巣立ちました。



3月13日 金曜日

幌延中学校 第68回卒業式





問寒別小中学校 卒業証書授与式

3月15日



幌延小学校 第109回卒業証書授与式

3月20日



運転免許更新時講習のお知らせ

優良運転者講習（30分）

4月16日（木） 午後1時から

天塩町社会福祉会館

4月18日（土） 午後1時から

豊富町町民センター

一般運転者講習（1時間）

4月18日（土） 午後2時から

豊富町町民センター

初回更新者講習（2時間）

なし

違反運転者講習（2時間）

4月18日（土） 午後3時30分から

豊富町町民センター

情報

インフォメーション

保護者の方へ スマートフォンを安心安全に使うために

満18歳未満の子供のスマートフォン（以下スマホ）利用には、『利用時期の見極め』と『保護者の見守り』が大切です。

1 利用時期の見極め

スマホはアプリケーション（以下アプリ）で多様な使い方ができることから、インターネット全般を使いこなす力（ルールやマナーを守る社会性、責任感、自制心等）が必要です。子供の年齢や成長度合いで保護者の方が利用時期を見極めながら、子供向けスマホの利用や、フィルタリング・機能制限等、学齢に合った適切な対応を行ってください。

2 保護者の見守り

スマホのアプリ利用は、個人の利用者情報の送信を伴うことも多く、利用規約をよく読んで確認し、納得して利用する必要があります。普段使っているアプリについての話をしたり、アプリのダウンロードや購入に一定のルールを設けたり、判断が必要なメッセージが画面に出たら保護者に聞くように促す等、何でも気軽に相談できる親子関係づくりと日ごろのコミュニケーションが大切です。

（出典：安心ネットづくり促進協議会）

【内容に関する問い合わせ先】

総務省北海道総合通信局 情報通信部電気通信事業課

電話：011-709-2311（内線4706）

平成27年度 心身障がい者一般巡回相談のお知らせ

平成27年度の一般巡回相談実施計画が決定しましたので、近隣（宗谷・留萌・上川管内）の開催地及び日程をお知らせします。

稚内市：10月20日（火）～21日（水）

羽幌町：5月26日（火）

留萌市：9月15日（火）

名寄市：7月14日（火）

旭川市：5月12日（火）～13日（水）、12月15日（火）～16日（水）、

2月23日（火）～24日（水）

※会場及び時間については未定です。

◇詳しくは、北海道立心身障がい者総合相談所（011-613-5401）にお問い合わせください。

脳ドック(MRI検診)を実施いたします

脳ドック(MRI検診)を実施いたします。希望される方は下記のとおり、お申込みください。

- 1. 検診日程**：平成27年6月11日(木)・12日(金) 午前・午後、13日(土) 午前のみ
- 2. 実施場所**：幌延町保健センター
- 3. 委託機関**：北海道脳神経疾患研究所
- 4. 受診対象者**：年度内年齢が20～74歳の幌延町民
(昭和16年4月1日から平成28年3月31日の方)
◎ペースメーカー使用中の方は検査できません。
◎脳血管疾患の既往のある方は受診できません。
◎骨折手術などで金属が入っている方は主治医にご相談ください。
- 5. 受診定員**：100名(午前20名・午後20名) ※完全予約制
- 6. 検査内容**：MRI検査、医師による診察
- 7. 検査料金**：5,000円 ※年度内年齢40歳(昭和50年4月1日～昭和51年3月31日)の方は無料です。
- 8. 申し込み方法**：5月11日(月)～15日(金)、8時30分～17時15分まで
電話(幌延町保健センター ☎5-1790)でのみ受付します。
- 9. その他**：受診希望者が定員を上回った場合、①40歳、②74歳、③初回受診の方を優先し、受診者を決定します。申し込み順ではありません。



平成27年度「協会けんぽの健診」のご案内

協会けんぽ北海道支部では年度内に1回、加入者の皆さまの健診費用の一部を補助しています。35歳から74歳の被保険者(ご本人)さまへは、がん検診を含めた充実した健診項目の「生活習慣病予防健診」を、40歳から74歳の被扶養者(ご家族)さまへは、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」と二つの健診をご用意しております。

生活習慣病は早期発見・早期治療が大切です。1年に1度は健診を受けましょう。

『春の火災予防運動』

- 1. 実施期間**平成27年4月20日(月)～平成27年4月30日(木) 11日間
- 2. 統一標語**「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」

◎この運動は、火災が発生しやすい気候を迎え、火災により高齢者等を中心とする死傷者の発生を減少させるため、実施しています。

火災から身の安全や貴重な財産を失わないためにも、日頃から火気の取扱いなどに注意し、防火意識を高めましょう。

幌延支署予防係

生物季節観測

気象台の業務は、普段みなさんがよく目にする天気予報や、注意報・警報等の気象情報を発表する予報業務のほかに関測業務があります。観測業務は大きく分けて「気象観測」と「生物季節観測」の2種類です。

「気象観測」は、気温、気圧、湿度、降水量、風向・風速、降雪・積雪の深さ等の大気現象に関する観測で、観測結果は天気予報や気象情報の発表に利用されます。

一方「生物季節観測」は、動植物の状態が季節によって変化する現象を観測し、長期的な観測結果から季節の遅れや進み、気候の違いなど総合的な気象状況の推移を知ることが目的とし、全国の気象官署で実施しています。

生物観測の種目は、日本全国に広く分布する動植物を対象としていますが、特定地方に分布しその地方の気候とかかわりの深い動植物も観測しています。また、一般の関心が高い生物も対象にしています。

例えば、皆さんの関心の高いサクラの開花・満開も生物観測の一つです。稚内地方気象台ではサクラの開花・満開以外にも、植物ではアジサイ、タンポポ、ヤマツツジの開花を観測しています。動物ではウグイスの初鳴を観測しています。

これら観測日の平年値は、4月29日がウグイスの初鳴、5月9日がタンポポ、5月11日がサクラの開花、5月13日がサクラ満開、6月4日ヤマツツジの開花、8月15日アジサイ開花となっています。

さて、今年のサクラはいつ頃咲くのでしょうか。みなさんも予想してみてくださいはいかがでしょうか。



気象状況・天気予報の確認先 稚内地方気象台（電話:0162-23-2678）

※稚内地方気象台ホームページURL

<http://www.jma-net.go.jp/wakkanai/index.html>

※問い合わせ先

稚内地方気象台(電話:0162-23-2679)

新年初句会作品

幌延ほおずき俳句会

雪達磨今日も多忙が通り過ぎ

三浦 宮吉

雪だるま笑顔泣き顔怒り顔

佐藤 光朗

雪だるま目鼻が溶けて泣いて居り

藤岡 芙美

幼な子と初の合作雪だるま

横山 貞雄

目の前に口一文字雪だるま

富樫とも子

雪だるま時節が急ぐ炭残す

熊谷千恵子

両親と共に作りし雪だるま

岩田 悠作

根を張りてどこにも行かぬ雪達磨

田中 徹男

平成27年度の国民年金保険料は月額15,590円です

国民年金の保険料は毎年度改定されますが、平成27年度は前年度より340円引き上げられた月額15,590円となります。毎月の保険料は、日本年金機構から毎年4月の上旬に送られてくる一年分の「納付書」によって翌月の末日までに納めます。なお、保険料は二年を過ぎると納められなくなりますのでご注意ください。

納付の窓口は、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）またはコンビニエンスストアとなっています。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

有利な前納割引制度

◎現金払いの前納

現金による保険料の前納は、1年度分、6ヶ月分、任意の月分から年度末までの分を前納することになります。平成27年度分の1年間の保険料を現金払いで毎月納付すると、 $15,590円 \times 12月 = 187,080円$ になりますが、これを現金払いで1年度分前納すると3,320円の割引となり、 $187,080円 - 3,320円 = 183,760円$ となります。

また、6ヶ月分の保険料を現金払いで前納すると760円の割引となり、1年度分の保険料を現金払いで6ヶ月分ずつ前納すると、 $187,080円 - 760円 \times 2 = 185,560円$ となります。

このように、保険料の前納制度を利用すると、有利な割引を受けることができます。

現金払いによる保険料の前納のうち、1年前納および4月～9月分の6ヶ月前納の申込みの締切日は、4月末日までとなっています。

◎口座振替による前納

口座振替による保険料の前納には、2年・1年・半年を単位として行うものがあります。

口座振替で2年度分の保険料（ $(15,590円 \times 12月) + (16,260円 \times 12月) = 382,200円$ ）を前納すると2年間で、15,360円の割引となり、 $382,200円 - 15,360円 = 366,840円$ となります。1年度分の保険料（ $15,590円 \times 12月 = 187,080円$ ）を前納すると年間で3,920円の割引となり、 $187,080円 - 3,920円 = 183,160円$ となります。また、6ヶ月分の保険料を口座振替で前納した場合の年間割引額は、 $1,060円 \times 2 = 2,120円$ の割引となり、 $187,080円 - 2,120円 = 184,960円$ となります。

ただし、口座振替による保険料の前納のうち2年前納、1年前納および4月～9月分の6ヶ月前納の申込みの締切日は、2月末日までとなっています。（本年度分の受付は終了しております）

◎口座振替の早割

通常の口座振替の場合には、毎月の保険料は翌月末に引落としとなりますが、口座振替の早割の場合には、毎月の保険料が納付期限より1か月早く口座振替され、毎月の保険料が当月中に引落としされます。

口座振替の早割では、年間で600円、月額で50円の割引となります。

口座振替の早割は、随時受け付けています。なお、従来から口座振替で毎月納付している場合でも、この口座振替の早割制度に変更するためには、改めて申し込みが必要となります。

◎前納保険料の還付

保険料を前納した期間については、その前納した月が経過するごとに、それぞれの月分の保険料が納付されたものとみなされ、その月は保険料納付済期間として扱われることとなります。

また、保険料を前納した期間が経過しないうちに被保険者の資格を喪失した場合や第一号被保険者が第二号被保険者または第三号被保険者になった場合には、その未経過分の期間の前納された保険料は還付されません。

町民くらしのカレンダー 4月 (April)

注:保セ=保健センター

1 水		16 木	国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所)
2 木	ほろのペウォーキングラリー受付開始	17 金	国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所)
3 金		18 土	
4 土	幌延町認定子ども園 開園式・入園式 10:00から	19 日	
5 日		20 月	国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所) 春の火災予防運動 ~30日(木)
6 月	幌延小学校入学式 問寒別小中学校入学式 幌延中学校入学式 福寿会健康相談 14:00から (老人福祉センター)	21 火	運動習慣定着化事業 14:00から (保セ)
7 火	問寒別へき地保育所 進級式	22 水	国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所)
8 水	すくすく健診 13:00から (保セ)	23 木	おひさま子育て会 10:30から (問寒別町民会館) 国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所)
9 木		24 金	国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所)
10 金	【問寒別出張診療日】	25 土	
11 土		26 日	
12 日		27 月	
13 月	はつらつ教室OB会 13:30から (保セ) 国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所)	28 火	
14 火	北斗農場健康集会 10:30から (北斗集会所) 国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所)	29 水	昭和の日
15 水	ほろのペウォーキングラリー受付終了 国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所)	30 木	

お詫びと訂正

広報誌「ほろのべの窓」3月号13P「戸籍の窓」のコーナーにおいて、加藤悠玖(かとうひさき)くんの読み仮名をかとうひろきくと掲載してしまいました。お詫びを申し上げますとともに訂正いたします。

戸籍の窓

☆お誕生おめでとう
門田 紘夢^{ひろむ}ちゃん(父寛)栄町6

ご寄付ありがとうございます
いっしょにまします

(社会福祉事業へ)
幌延町内会女性部連絡協議会



サークル紹介

問寒別陶芸サークル

会長 遠藤 幸治さん

サークル紹介第3回目は「問寒別陶芸サークル」です。会長である遠藤幸治さんにお話を伺いました。

Q 問寒別陶芸サークルの基本的な活動内容を教えてください。

遠藤会長 問寒別陶芸サークルは、月4回、毎週月曜日に問寒別生涯学習センターで活動しています。会員は8名在籍しており、幌延市街地の人も在籍しているんですよ。基本的に皆、粘土を思い思いの形にして、乾燥させてから問寒別小中学校にある窯で焼いて、作品を製作しています。文化祭などにも出品するんですよ。

Q 陶芸ってとても難しそうですが、不器用な人でも作れますか。

遠藤会長 はい。お皿やお茶碗など、日常で使うものが、とても簡単に作ることができます。粘土なので、形の修正は自由ができますし、子どもが遊びに来て作っていくこともありますよ。特にウチのサークルは皆ゆったりマイペースで陶芸をしているので誰でも楽しめると思います。

Q 遠藤会長が感じる陶芸のおもしろさってなんですか。

遠藤会長 やはり、粘土の形作りから、窯で焼いた後の仕上がりで、全てイメージ通りに完成した時ですね。形作りは目に見える

ので、ある程度イメージ通りには作れるのですが、窯で焼くというのは非常に難しい、その時の気温や湿度で仕上がりの色が全然変わるんです。そこもまた、おもしろいところかもしれません。でもやはり会員の人とおしゃべりしながら陶芸作業をするのが一番の楽しみです。

Q 最後に読者に伝えたいことはありますか。

遠藤会長 新規加入者大歓迎。毎週月曜日にやっているの、興味のある方は遊びに来てください。見学や体験いつでもOKです。



興味のある方は 問寒別陶芸サークル事務局長 小林小百合さんまでお問い合わせください。

(問寒別陶芸サークル 事務局長 小林小百合さん 電話6-5607)

ほろのべの裏窓

■平成27年度がスタートしました。今年度は幌延町が新たに一步を踏み出す年となります。先月第1回目の「まち・ひと・しごと創生会議」が開催され、今全国で話題となっている「地方創生」の第一歩を踏み出した。1年間かけて総合戦略という幌延町に則した5年間の政策や施策の計画を、町民の皆さん・創生会議委員・幌延町議会・幌延町など、幌延町に関わる全ての人が協力し合い策定していきたいと考えておりますので、未来の幌延町のためにお力添えよろしくお願いたします。

■先月は、卒業シーズンでした。私は全ての学校の卒業式を取材させていただき、生徒・児童の学び舎を築きつ姿を見てきました。特に印象に残ったのが、幌延町の小・中学校は卒業証書授与のあとに両親に花束を渡すというとても感動的な場が設けられていたことです。私は4度の卒業式でそのような体験をしたことがありません。子どもは照れながら両親に感謝を伝え、両親は優しい微笑を浮かべて応えるその光景は、とても胸打つものがありました。これからもずっと続けていってほしいです。

■今回サークル紹介をさせていただいた、問寒別陶芸サークルにお邪魔して、人生初の陶芸を体験してきました。お皿を2枚作ることができました。陶芸サークルに皆黙々と作業に打ち込み、初心者が溶け込みやすい雰囲気なのかと思っていました。たが、全くの誤解で、終始笑いの絶えなしたお皿を窯で焼いていただき、色塗りのしたので、とても楽しかったです。

● 広報誌へのご意見、ご要望をお寄せください ●

総務課企画振興グループ 電話 5-1111【内線】222・223・224

告知端末機 5-8812



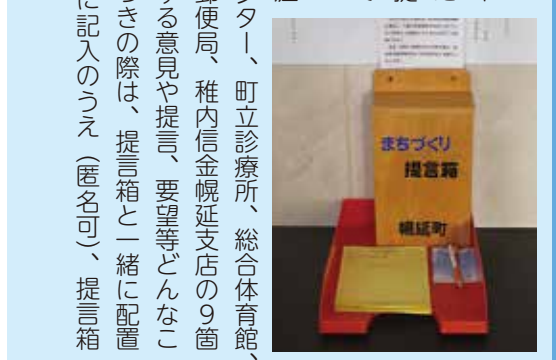
わが家のエンジェル



伊藤 那々花 ちゃん
（平成26年7月17日生・宇商養育）
お父さん 欣也さん
お母さん 知恵美さん
お兄ちゃんにそっくりな
お花です。
お気に入りの歌を流すと、
声を出して喜んでくれます。
お兄ちゃんとマグネット
で遊ぶのが大好きです。

まちづくり提言箱って知ってますか？

まちづくり提言箱（以下：提言箱）とは、町民とともに協働によるパートナーシップ型行政の推進を図るため、町民がいつでも行政に対する提言や意見を発信できるツールとして幌延町が設置しています。



平成27年4月 発行／天塩郡幌延町
企画・編集／総務課企画振興グループ ☎1111(224)
幌延町ホームページアドレス http://www.town.horonobe.hokkaido.jp
メールアドレス zusr-som-kis@town.horonobe.hokkaido.jp

（平成27年2月末日現在）
※（ ）内は前月比

男	1,273(-1)
女	1,217(-2)
計	2,490(-3)
世帯数	1,280(-1)